

NO.	質問	回答
1	<p>・参加申し込みについて 共同企業体として申し込む際に、2社以上にわたり同一代表者の法人が存在する場合、参加申し込みは可能でしょうか。 例：A社、B社は別法人であるが、両社ともに同一代表者である場合など</p>	可能です。
2	<p>・説明会について 前大会ではプロポーザル参加に向けて説明会を開催していただきましたが、今大会では説明会が開催されない理由を教えてください。</p>	<p>昨年度は、ペアリレーを新設し従来の募集要領から大幅な変更があったため、説明会を開催しました。 今年度は、昨年度から大幅な変更はないため、開催しないこととしています。</p>
3	<p>・前大会からの変更点について ① 警備員配置人数の増員されておりますが、増員に至る経緯・増員する場所をご教示ください。 ② フルマラソンでは海外枠が新設されておりますが、警備作業範疇はございますか。 ③ 今大会では前々日からの夜間警備が削除されておりますが、今大会では必要がなくなったと判断してよろしいのでしょうか。</p>	<p>①仕様書の警備員の配置数(575名)は、前年度の大会の実績を参考に、あくまで目安を示したものです。このため、企画提案書作成要領に基づき、参加申込者が考える警備計画の内容で企画提案を行ってください。 ②海外枠に対する警備人員の配置は想定していません。 ③今年度は前々日の警備の実施は予定していません。</p>
4	<p>・警備員配置数について 仕様書に記載のある警備員配置数(575名)が適正配置数である根拠をご教示下さい。 ※昨年度の質疑には「前年度の大会を参考に示している」とご回答ございます。 質問3①と重複しますが、参加者数が減員しているにも関わらず、警備員配置数の増員が適正であるという判断はどういった経緯からなされたものなのでしょうか。</p>	質問3①の回答のとおりです。
5	<p>・見積限度額について ① 見積限度額が前大会の18,220千円より280千円上昇して、今大会は18,500千円とされております。こちらは警備員配置数が15名ほど増員されていることなどに伴う増額と理解してよろしいでしょうか。 ② ご存じのとおり令和6年10月9日より高知県の最低賃金は時間給で55円引上げされております。今大会の見積限度額では予算算出の際に最低賃金引上げについてご考慮いただけなかったのでしょうか。なお、次年度でも最低賃金の引上げが予想されておりますが、次大会(2026)開催時には見積限度額の引上げをご考慮いただけるのでしょうか？</p>	<p>前年度の大会の実績や今回の大会の計画、国内の経済状況等を基に仕様書の見積限度額を算出しています。 次大会については、本プロポーザルの項目ではないため、回答はできかねます。</p>
6	<p>・募集要項について 「13. 失格事項」ですが前回開催時の質疑の質問1について、「参加申込者であることが分かったうえで、応募提案の内容またはその意思についての相談・調整を行った事実が認められた場合は、失格になることがあります。」と、ご回答されております。 上記内容ですと、初動の早い事業者のみ優遇されてしまうため、公平性に欠けるのではないかと存じます。公平性を保つためにも、失格事項について具体的に記載いただきたいです。</p>	失格事項に記載のあるとおりとなります。
7	<p>・業務仕様書について 前大会では仕様書に記載のない場所で警備業務を実施されておりました。そのため、本仕様書のみでは本大会プロポーザルでの警備業務経験がある事業者以外は具体性のある計画書を作成することは不可能です。 本仕様書のみでは作業場所・業務内容・配置位置を前大会内容から想定するしかありません。作業場所など可能な限り具体的に記載いただくことは可能でしょうか。</p>	仕様書を基に、安全対策に必要な警備・交通規制案内業務として企画提案を行ってください。
8	<p>・業務保証人について プロポーザルの次点者と業務保証人ではどちらが優先されるのでしょうか。</p>	契約の相手方の決定については、審査後に候補者との協議が整わない場合に次点者と交渉を行います。
9	<p>・プロポーザル参加者に配布される案内文について 前回プロポーザル参加時に事前にご送付いただいた資料である「高知龍馬マラソン2024警備・交通規制案内業務公募型プロポーザル審査委員会について(ご案内)」についての質問となります。 前回はプロポーザル開催日の3日前(土日含む)の夕方に資料が届きました。 資料の内容には日時や審査時間(提案時間、質疑応答時間)などプロポーザルの準備をするにあたり重要な内容が記載されているにも関わらず、プロポーザル開催の直前に届けられました。今回は可能な限りお早めに通達いただくことは可能でしょうか。 また、郵送のみではなくメールやFAXなど複数の手段を用いて、到着確認も含めてご連絡いただきたく存じます。 本件は前回プロポーザル開催時にメールでも連絡させて頂いておりましたが、ご返答いただけませんでしたので質疑書へ記載させていただきます。</p>	本プロポーザル審査会に関する通知は、可能な限り早急に対応します。また、電話等により、通知の到着確認を行います。
10	<p>・質疑書について 質疑が年に1度しかできないため、ご回答いただいた内容に疑義が発生した場合、問合せすることができません。現状のままでは質問6のように昨年いただいたご回答に対して、次大会時に質疑書を出すしか回答をいただく手段がありません。年に複数回設けていただく、もしくは質疑の回答に対しての疑義は受け付けるなど、何らかの形でご対応いただけないでしょうか。</p>	本プロポーザル審査会に関する質疑・回答については、今回の質疑書でのみ受け付けることとしています。
11	<p>高知龍馬マラソン2025警備・交通規制案内業務公募型プロポーザル募集要領に記載の「8 企画提案書作成及び提出」記載のプロポーザルの企画提案書において、実施体制として他の事業者の協力を得て業務を実施する旨を記載する場合は、予めその事業者の合意を得ておくこととします。とありますが、審査確定後にA社(プロポーザル応募会社・失注)に予め合意した協力事業者は、B社(プロポーザル応募企業・警備実施会社)への参加は、可能でしょうか？</p>	可能です。